

土壤汚染 対策法のしくみ

環境省・(財)日本環境協会

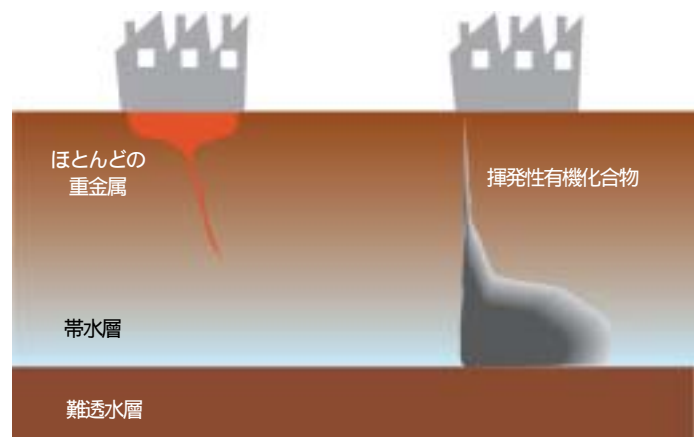
1. 顕在化する土壤汚染

近年、

- 工場・事業場における ISO14001 取得などのための自主的な汚染調査の実施
- 工場跡地等の再開発・売却時の汚染調査の実施
- 水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充

などが進むにつれ、工場跡地や市街地などで土壤汚染が明らかになるケースが増えています。

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取り扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられます。



<市街地におけるこれまでの主な土壤汚染対策>

平成3年8月、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「土壤の汚染に係る環境基準」(以下「土壤環境基準」という。)が定められました。その後、項目追加等が行われ、現在、土壤環境基準は27項目について設定されています。

土壤環境基準には、「溶出基準」と「農用地基準」とがあります。現在26項目について溶出基準が、3項目について農用地基準がそれぞれ定められています(p.3表1参照)。溶出基準は地下水等の摂取によるリスクの観点から、農用地基準は農作物(米)に対する影響又は農作物の摂取によるリスクの観点から定められています。

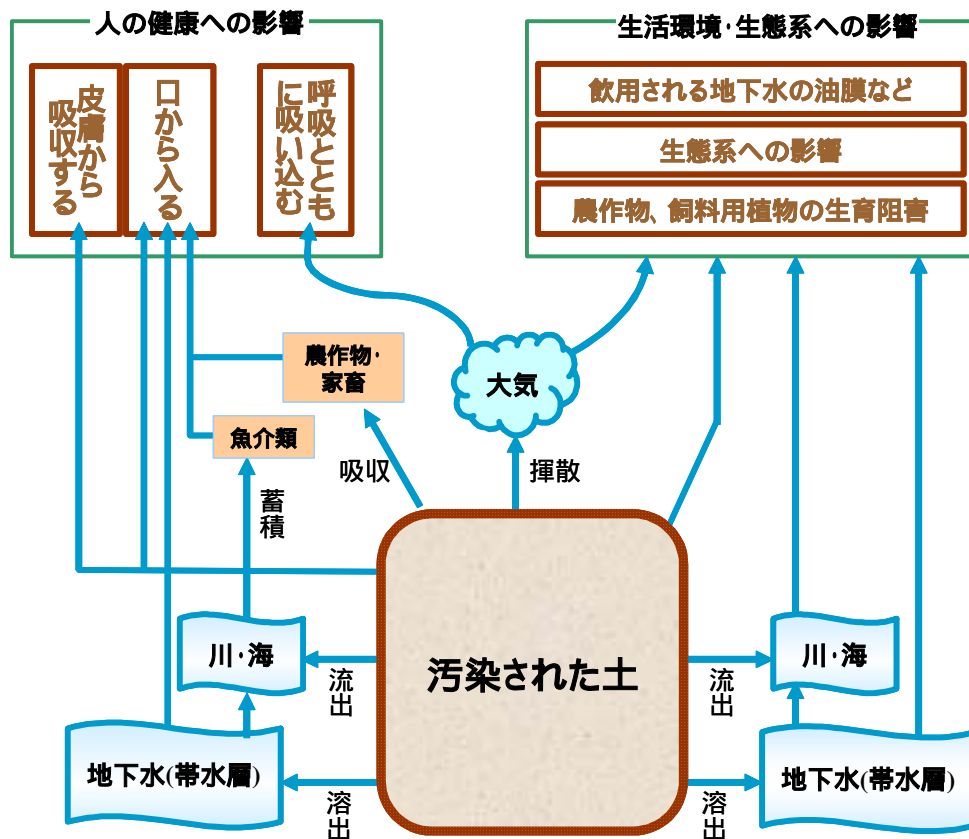
また、平成11年1月には、土壤汚染等の調査・対策を進めるための指針として、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」が策定されました。

さらに、土壤汚染の未然防止対策としては、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法等に基づく規制が講じられてきました。

2. 土壌汚染の影響

土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。

土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが考えられます。とくに人の健康への影響については、汚染された土壌に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲むなどの間接的なリスクが考えられます。



<リスクとは>

土壌汚染の環境リスクの大きさは、土壌が有害な物質で汚染されている程度と、汚染された土壌に接した量（暴露量）によって決まります。概念的に示すと次のようになります。

$$\boxed{\text{土壌汚染による環境リスク}} = \boxed{\text{汚染土壌の有害性の程度}} \times \boxed{\text{暴露量}}$$

汚染されている土壌に触れることがないとか、汚染された土壌から有害物質が地下水に溶け出さなかったり、たとえ溶け出しても、汚染された地下水を飲んでいない場合、すなわち、暴露がない（暴露量がゼロ）と考えられる場合には、土壌汚染による環境リスクは問題にならなくなります。

また、基準以下に浄化された土壌であれば、暴露があったとしても環境リスクは許容されるレベル以下になります。

3. 土壌汚染対策法とは

これまで、一部の地方公共団体で、土壌汚染対策に関する条例・要綱・指針等が策定されていましたが、国としては統一された制度がありませんでした。顕在化する土壌汚染の増加などを背景に土壌汚染対策の法制化が求められるようになり、土壌環境保全対策のための制度の在り方についての調査・検討を経て、平成14年5月29日、「土壌汚染対策法」(以下「法」という。)が公布され、平成15年2月15日より施行されました。

法は、有害物質を取り扱っている工場・事業場が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的としています。そのため、汚染の可能性の高い土地について、有害物質を取り扱う施設の廃止時等の一定の機会をとらえて調査を実施すること、そして、土壌汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等を定めています。

法の対象となる物質や、調査の実施等に関する基本的な考え方は次のとおりです。調査方法や汚染の除去等の措置、土地の形質変更の届出等の事項は政省令や告示で定められています。

◆ 対象となる物質(特定有害物質)とその基準(指定基準)

法の対象となる特定有害物質(法第2条)は、「それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」であり、

特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスク(直接摂取によるリスク)

特定有害物質が含まれる汚染土壌からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスク(地下水等の摂取によるリスク)

の2種類のリスクから選定されています。

具体的には、の観点について、地下水等の摂取の観点から定められた土壌の汚染に係る環境基準における溶出基準項目を対象物質とし、そのうち、人が摂取する可能性のある表層土壌中に高濃度の状態で蓄積し得ると考えられる重金属等をの観点からの対象物質としています。

これらの物質によって汚染されている区域を指定する基準(指定基準;法第5条)は、直接摂取によるリスクに係る基準が「土壌含有量基準」、地下水等の摂取によるリスクに係る基準が「土壌溶出量基準」として、表1のように定められています。

表1 対象物質と基準

特定有害物質(法第2条)	指定基準(法第5条)		(参考)土壌環境基準(銅を除く)
	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準	
四塩化炭素		検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン		検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン		検液1Lにつき0.03mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること
六価クロム化合物	土壌1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壌1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 ┆うちアルキル水銀	土壌1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと	検液1Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン		検液1Lにつき0.003mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること
PCB		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと

土 壌 汚 染 対 策 法 の 概 要

目的（法第1条）： 土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

対象物質（特定有害物質）（法第2条）：

汚染された土壌の直接摂取による健康影響

- 表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等

地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響

- 地下水等の摂取の観点から設定されている土壌環境基準の溶出基準項目

仕組み：

土壌汚染状況調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき（法第4条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）

調査・報告 指定調査機関（環境大臣が指定）が調査

する
土壌の汚染状態が指定基準に適合（非指定区域）

しない

指定及び公示
（台帳に記載）

指定区域

都道府県等が指定・公示する（法第5条）とともに、
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧（法第6条）

指定区域の管理

【汚染の除去等の措置】

- ・ 指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県等が汚染原因者（汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等）に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令（法第7条）

< 直接摂取によるリスク >

立入禁止、 舗装、 盛土、
土壌入れ換え、 土壌汚染の除去（浄化）

< 地下水等の摂取によるリスク >

地下水の水質の測定、 不溶化、
封じ込め（原位置、遮水工、遮断工）
土壌汚染の除去（浄化）

- ・ 土地の所有者等が汚染の除去等の措置を講じた場合、汚染原因者に対して措置に要した費用を請求することができる（法第8条）

【土地の形質の変更の制限】（法第9条）

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に計画を届出
- ・ 適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

土壌汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定を解除・公示（法第5条）

土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置の費用を助成し、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置（法第20～22条）

◆ 土壌汚染状況調査

(1) 調査の対象となる土地

土壌汚染の状況を把握するための調査の対象となる土地は、次のとおりです。

- 使用が廃止された、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（法第3条）
- 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認める土地（法第4条）

(2) 調査の対象となる物質と行うべき調査

土壌汚染状況調査の対象となる物質は、上記の土地の調査の場合は、その施設において使用等していた物質、の土地の調査の場合は、都道府県等が人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして特定した物質です。

物質ごとに行うべき調査には「土壌含有量調査」「土壌溶出量調査」「土壌ガス調査」があり、物質の分類（表2参照）によって必要な調査が定められています。

表2 物質ごとに行うべき調査

特定有害物質（法第2条）	土壌含有量調査	土壌溶出量調査	土壌ガス調査
揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）		（土壌ガス調査で特定有害物質が検出された場合）	
重金属等 （第2種特定有害物質）			
農薬等 （第3種特定有害物質）			

(3) 具体的な調査方法

土壌含有量調査、土壌溶出量調査、土壌ガス調査のいずれも、100 m²に1地点の割合で調査地点を均等に選定することが基本です。

法第3条の調査の場合、具体的な調査の対象となる土地の範囲は、原則として「工場又は事業場の敷地であった全ての区域」ですが、以下のような区画では、調査時の試料採取にあたり、採取地点の密度を粗くしたり、採取を行わなくてもよい場合があります。

<p>就業中の従業員が出入りする又は利用する事務所、通路、駐車場（事業用）中庭等の空き地など、汚染が存在するおそれが少ないと認められる区域</p> <p>900 m² に1地点</p>	<p>グラウンド、従業員用居住施設、山林など、汚染が存在するおそれがないと認められる区域</p> <p>不要</p>
---	--

また、法第4条に基づく調査の場合は、都道府県等が調査すべき土地の範囲を指定して命令することとなります。

(4) 指定区域台帳に記載する調査結果

土壌汚染状況調査の結果は、その結果に基づいて都道府県等により指定された「指定区域」（法第5条）の範囲および土壌汚染の状況等が「指定区域台帳」に記載され、閲覧に供されます。

台帳に記載される具体的な事項は、次のようなものです。

指定年月日
所在地
概況
土壌の汚染状態
調査を行った指定調査機関名
汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況

<別紙>
各試料採取地点の調査対象となった特定有害物質の含有量及び溶出量
試料採取及び分析の日時並びに方法

<図面>
土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
指定区域の周辺の地図

◆ 汚染の除去等の措置

土壌は、水や大気と比べて移動性が低く、土壌中の有害物質も拡散・希釈されにくいいため、直ちに汚染土壌の浄化を図らなくても、汚染土壌から人への有害物質の暴露経路を遮断することなどでリスクを低減することが可能です。

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超える汚染が明らかとなった場合、都道府県等はその土地を指定区域に指定し、人の健康被害のおそれがある場合には汚染原因者や土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置を命じます。

汚染の除去等の具体的な措置は、直接摂取によるリスクと地下水等の摂取によるリスクについて、それぞれ表3のようなものがあります。措置の命令は、汚染の状況、措置技術の適用可能性などを踏まえて、措置の1つを特定して出されます。

表3 汚染の除去等の措置

【直接摂取の防止の観点からの措置】

	通常の土地	盛土では支障がある土地
立入禁止		
舗装		
盛土		
土壌入換え		
土壌汚染の除去		

【凡例】
:原則として命ずる措置
:土地所有者等と汚染原因者の双方が希望した場合に命ずる措置
:土地所有者等が希望した場合に命ずる措置
x:技術的に適用不可能な措置

(注) 1. 「盛土では支障がある土地」とは、住宅やマンション(1階部分が店舗等の住宅以外の用途であるものを除く。)で、盛土して50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生ずる土地
2. 特別な場合(乳幼児の砂遊びに日常的に利用されている砂場や、遊園地等で土地の形質変更が頻繁に行われ盛土等の効果の確保に支障がある土地)については、土壌汚染の除去を命ずることとなる。

【地下水経由の摂取の防止の観点からの措置】

1. 地下水が未だ汚染されていない場合、原則として地下水の水質の測定を命ずる(土地所有者等と汚染原因者の双方が2の措置を希望した場合には、2の措置を命ずる。)
2. 地下水が汚染されている場合には、以下の措置を命ずる。

	揮発性有機化合物(第1種)		重金属等(第2種)		農薬等(第3種)	
	第二溶出量基準適合	第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準適合	第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準適合	第二溶出量基準不適合
原位置不溶化・不溶化埋め戻し	x	x		x	x	x
原位置封じ込め		x		()		x
遮水工封じ込め		x		()		x
遮断工封じ込め	x	x				
土壌汚染の除去						

() 汚染土壌を不溶化し、第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。
(注) 「第二溶出量基準」とは、土壌溶出量基準の10~30倍に相当するものである。(土壌汚染対策法施行規則第24条及び同規則別表第4)

◆ 土地の形質変更の制限

実施済みの汚染の除去等の措置を壊したり、汚染土壌が不適正に他の場所へ搬出されたりすることにより新たな環境リスクが発生することを防ぐため、指定区域内で土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出をしなければなりません。都道府県等は、その施行方法が一定の基準に適合しない場合には、届出をした者に対して施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。

4 . 土壌汚染対策への支援

土壌は、植物や動物を育み、私たちが生活していく上で欠かすことのできない基盤です。将来世代に負の遺産を残さないよう、健全な土壌を確保するために社会全体で土壌汚染対策に取り組む必要があります。

土地所有者等が汚染の除去等の措置を命じられた場合、法に定められた基金により都道府県等を通じた一定の助成がなされます。基金の管理については指定支援法人である財団法人日本環境協会が行っています。指定支援法人では、その他土壌汚染対策に関する助言、普及啓発等のリスクコミュニケーション業務も行っています。

また、土壌汚染の除去等の措置には多くの費用を要する場合があることから、税制上の優遇措置や政府系金融機関による低利融資制度が設けられているほか、日本環境安全事業株式会社(旧環境事業団)では土壌・地下水汚染の浄化対策を対象とした環境浄化機材貸付業務を行っています。地方公共団体によっては、調査・浄化のための機器・装置の貸し出しや低利融資制度等があります。

< 支援措置の概要 >

基金の造成

国からの補助及び産業界等からの出えんにより基金を造成し、汚染原因者が不明・不存在の場合の汚染の除去等の措置への助成やリスクコミュニケーション等を行うことになっています。

なお、この産業界等からの出えんとして土壌汚染対策に関わる事業者からの出えんの他、広く一般の方からの寄附も受け付けています。

税制優遇措置

土壌・地下水浄化施設に係る固定資産税の課税標準の特例、特別土地保有税の非課税が措置されています。

低利融資(利子助成)

日本政策投資銀行等の政府系金融機関では、土壌汚染防止のための措置に対する低利融資を行っています。

また、財団法人日本環境協会では「環境修復・創造支援基金」を設置し、上記の融資に対し利子助成を行っています。

環境浄化機材貸付

日本環境安全事業株式会社(旧環境事業団)では、揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の浄化対策を実施する者に対して、浄化機材の貸付を行っています。

(平成16年4月現在)

< 指定調査機関及び指定支援法人 >

指定調査機関(一覧)

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/index.html>

指定支援法人

財団法人 日本環境協会

住所 東京都港区麻布台1-11-9 プライム神谷町ビル2階

TEL 03-5114-1251(代表)

FAX 03-5114-1250

<http://www.jeas.or.jp>

土壌汚染対策基金(寄附口座)

みずほ銀行 新橋支店 普通預金 8318855

財団法人日本環境協会 土壌対策基金・企業等拠出口

ザイ)ニホンカンキョウキョウカイ ドジョウタイサクキキン・キギョウトウキョシュツクチ

土壌汚染対策法 Q&A

Q. 工場を転売します。新たな事業主は同じ敷地の中で既存の施設を使用し、事業を引き続き行いますが、調査は必要ですか。

A. 都道府県等の確認を受ければ、すぐに調査を行う必要はありません。土地の所有者(あるいは事業者等)が変更となっても、同様の事業を引き続き行う場合は調査が猶予されます。調査が必要となるのは、特定有害物質を使用等する施設を廃止した工場・事業場の敷地の全部あるいは一部を、住宅・公園等の人の立ち入ることのできる用途へ変更する場合です。なお、調査(分析)を行う場合、対象となる特定有害物質は当該施設において使用等されていたものとなります。

Q. ISO14001 取得のため、土壌の調査を実施済みです。もし、法に基づいて調査が必要となった場合、既存の調査結果は有効ですか。

A. 都道府県等が本法の規定による試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われていると認めた場合であって、この調査の後に当該物質による汚染が生じるおそれはないと判断できる場合にはそのまま利用できます。

Q. 土壌汚染の調査の結果、砒素が検出されました。しかし、事業では砒素を全く扱っていません。また、過去の土地の履歴調査もしましたが、砒素を取り扱っていたという実績はありませんでした。人為的な汚染ではなく、自然由来ではないかと思いますが、汚染の除去等が必要となるのでしょうか。

A. 自然由来で指定基準に適合しない土壌は、法の対象外です。自然由来か人為的な汚染かについては、都道府県等が土壌汚染の調査の結果や周辺の土壌の状況等から判断することになります。

Q. 法第4条に基づく調査命令により、地下水等の摂取によるリスクの観点から表層において土壌溶出量の調査を実施しましたが、土壌汚染は見つかりませんでした。さらに何か調査を行う必要がありますか。

A. 周辺の地下水に汚染がある、または、土壌汚染の存在が明らかであるため、地下水等の摂取によるリスクの観点から法第4条の調査が命じられた場合には、表層における土壌溶出量調査で汚染が見つからなかった場合でも、さらに地下水汚染調査や深層までの土壌溶出量調査をボーリング等により行うことが必要となります。

Q. 指定区域として台帳に記載された場合、環境省令で定められた措置を講じると台帳から削除されますか。

A. 指定区域の解除(台帳からの削除)のためには、掘削除去措置や原位置浄化措置といった土壌汚染の除去(分離・分解又は除去)措置を講じ、指定基準以下にする必要があります。それ以外の措置では台帳から削除されません。

十條 指定区域の指定

第二節 指定

第三條 一 市は、指定区域の指定の指

第四條 一 市は、指定区域の指定の指

第五條 一 市は、指定区域の指定の指

第六條 一 市は、指定区域の指定の指

第七條 一 市は、指定区域の指定の指

第八條 一 市は、指定区域の指定の指

第九條 一 市は、指定区域の指定の指

第十條 一 市は、指定区域の指定の指

第十一條 一 市は、指定区域の指定の指

第十二條 一 市は、指定区域の指定の指

第十三條 一 市は、指定区域の指定の指

第十四條 一 市は、指定区域の指定の指

第十五條 一 市は、指定区域の指定の指

第十六條 一 市は、指定区域の指定の指

第十七條 一 市は、指定区域の指定の指

第十八條 一 市は、指定区域の指定の指

第十九條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十一條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十二條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十三條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十四條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十五條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十六條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十七條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十八條 一 市は、指定区域の指定の指

第二十九條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十一條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十二條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十三條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十四條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十五條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十六條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十七條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十八條 一 市は、指定区域の指定の指

第三十九條 一 市は、指定区域の指定の指

<お問合せ先>

◆ 環境省環境管理局水環境部土壌環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3581-3351 (代表)

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/index.html>

◆ 指定支援法人

財団法人 日本環境協会

〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-9 プライム神谷町ビル2階

TEL 03-5114-1251 (代表)

協会ホームページ <http://www.jeas.or.jp>

◆ 47都道府県及び下記の市の土壌汚染担当部局

札幌市、函館市、旭川市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、
いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、所沢市、草加市、
越谷市、さいたま市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、
町田市、横浜市、川崎市、横須賀市、厚木市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、
相模原市、大和市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、
岐阜市、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、
春日井市、豊田市、四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、
吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、神戸市、姫路市、
尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、
広島市、呉市、福山市、下関市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、
久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

(平成16年4月1日現在)

